

令和六年度における労働保険事務組合に対する報奨金の交付の要件に係る算定の基準となる日の延長期日を定める件の制定に際し、意見公募手続を実施しなかった理由について

令和6年6月14日
厚生労働省

今般制定された、令和六年度における労働保険事務組合に対する報奨金の交付の要件に係る算定の基準となる日の延長期日を定める件(令和6年厚生労働省告示第219号)は、当該手続を行う事業主や団体に早急に周知する必要があることから緊急に告示する必要があるため、行政手続法(平成5年法律第88号)第39条第4項第1号に該当するため、意見公募手続を実施いたしませんでした。

※ 行政手続法(平成5年法律第88号) (抄)
(意見公募手続)

第三十九条 命令等制定機関は、命令等を定めようとする場合には、当該命令等の案(命令等で定めようとする内容を示すものをいう。以下同じ。)及びこれに関連する資料をあらかじめ公示し、意見(情報を含む。以下同じ。)の提出先及び意見の提出のための期間(以下「意見提出期間」という。)を定めて広く一般の意見を求めなければならない。

2・3 (略)

4 次の各号のいずれかに該当するときは、第一項の規定は、適用しない。

一 公益上、緊急に命令等を定める必要があるため、第一項の規定による手続(以下「意見公募手続」という。)を実施することが困難であるとき。

二～八 (略)

担当：厚生労働省 労働基準局労働保険徴収課

令和六年度における労働保険事務組合に対する報奨金の交付の要件に係る算定の基準となる日の
延長期日を定める件について（概要）

令和6年6月
厚生労働省労働基準局
労働保険徴収課

1 告示の趣旨

労働保険事務組合に対する報奨金に関する政令（昭和48年政令第195号）第1条第1項第1号及び同条第2項第1号において、労働保険事務組合に対して労働保険料に係る報奨金を交付する要件として、7月10日において、前年度の労働保険料又は一般拠出金であって、常時15人以下の労働者を使用する事業の事業主の委託に係るものにつき、その確定保険料又は一般拠出金の額の合計額の100分の95以上の額が納付されていることが規定されている。（なお、同条第2項第1号において、一般拠出金に係る報奨金について同様の要件が規定されている。）

ただし、同令第1条第1項第1号ただし書及び同条第2項第1号ただし書の規定により、7月10日において当該要件を満たしていないことが天災その他やむを得ない理由によるものであるときは、厚生労働大臣が定める日（以下「算定基準日」という。）において、合計額の100分の95以上の額が納付されていることが要件とされている。

富山県及び石川県における社会保険料及び労働保険料等に関する納期限等を延長する件（令和6年厚生労働省告示第3号）により、令和6年能登半島地震の被害を受けた地域における労働保険料等に関する法定納期限が延長されており、今般、延長後の法定納期限が令和6年7月31日までと定められる予定であることを受け、当該地域の算定基準日について、当該法定納期限と同日等とするもの。

2 告示の内容

令和6年能登半島地震の被害を受けた地域の算定基準日を以下のとおりとする。

○次に掲げる地域…令和6年7月31日

富山県	全域
石川県	金沢市、小松市、加賀市、羽咋市、かほく市、白山市、能美市、野々市市、能美郡（川北町）、河北郡（津幡町・内灘町）、羽咋郡（宝達志水町）、鹿島郡（中能登町）

○石川県のうち、七尾市、輪島市、珠洲市、羽咋郡（志賀町）及び鳳珠郡（穴水町・能登町）…令和6年12月27日（ただし、延長後の納期限がこの日より前となる場合には、当該延長後の納期限）

3 根拠条文

労働保険事務組合に対する報奨金に関する政令第1条第1項第1号ただし書及び第2項第1号ただし書

4 適用期日等

告示日：令和6年6月14日

適用期日：告示日